

別冊

監査の結果に基づき講じた措置

(監査委員意見に対する取組み状況等について)

令和3年度

監査期間	課(局・所・室)名	備考
10/12~10/22	①市民保険課	
10/19~10/29	②福祉課・③子育て支援課	
11/2~11/16	④学校教育課・⑤文化課	
11/24~12/7	⑥税務課	
12/1~12/10	⑦生涯活動推進課	
12/8~12/17	⑧高齢者支援課	
1/5~1/14	⑨学校給食センター	
1/12~1/21	⑩土木課	
1/24~2/4	⑪農林水産課・⑫商工観光課	
2/2~2/14	⑬上下水道課・⑭都市整備課	

監査委員意見に対する取組み状況等について

① 市民保険課

【委員意見】

- ・国民健康保険特別会計の一般被保険者返納金の滞納については、こまめに督促、催告、呼出等を行い、分割納付等により、滞納回収に努められたい。

- ・後期高齢者医療特別会計の普通徴収保険料の滞納については、特別徴収者との負担の公平を図るため、滞納者と早めに接触し、こまめに督促、催告、電話等を行い、保険料回収に努められたい。

【取組み状況等】

返納金通知後、応答がない方には再通知や電話で催促しましたが、コロナ禍で接触できない場合もありました。

そこで、昨年に引き続き、返納通知と併せ、同意書・請求書を提出してもらうことで宇土市と保険者で返納金授受ができる保険者間調整の書類を同封し、新規の滞納を抑えました。

コロナ禍の状況下であり、訪問徴収を自粛しましたが、保険料通知発送時に口座振替依頼書を同封し、担当係窓口でも受付することができるように改善しました。

年齢到達の新規被保険者にも、同様に依頼書を送り7割超が口座振替を希望されたため、新規の滞納者を減らすことに繋がりました。また、税務課主催の研修に参加し保険料回収に努めています。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

② 福 祉 課

【委員意見】

・災害援護資金貸付金の滞納については、こまめに督促、催告、お知らせ、電話等を繰り返し、債権回収に努められたい。特に、新規貸付3件については滞納とならないよう常に連絡を取られたい。

・特別障害者手当返還金の滞納については、件数も少なく、こまめに督促、催告、お知らせ、電話等を繰り返し行い、回収に努められたい。

・生活保護費返還金の滞納については、こまめに督促、催告、お知らせ等を繰り返し、分割納付、申告漏れ収入の差押え、児童手当等との相殺等による回収に努められたい。

【取組み状況等】

・平成28年に貸し付けた3名については、年度初め及び納期限前に通知と納付書を送付し、電話催告を実施しながら徴収できています。過年度分については、今後も継続して督促通知を送付し徴収実績を上げるよう努めます。

・滞納者の親族から年金月に2,000円ずつ納付するとの約束で「分割納付誓約書」を提出してもらい、令和2年度に10,000円、3年度に12,000円の納入があつています。今後も引続き督促等を行い納付を促していきます。

・生活保護返還金（過年度分）で、分割納付等になっている方については、納入通知を毎月送付し、納入するよう依頼しています。また、納入が全くない方については、年に1～2回催告書の通知を送付し、少しでも納入するよう依頼しています。今後も継続して電話や督促通知を送付し、徴収実績を上げるように努めます。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

③ 子育て支援 課

【委員意見】

・児童扶養手当返還金，ひとり親家庭等医療費返還金の滞納については，件数も少なく，こまめに督促，催告，お知らせ等を繰り返し，回収に努められたい。

・保育料の滞納については，保育所と連携を取り，保育所から保護者にこまめに支払いを促してもらい，回収に努められたい。

【取組み状況等】

・4名の滞納者の債権や納付の状況を整理し，うち2名については債権の時効が成立していたため，不納欠損処分の手続きを行う予定にしています。

残り2名については，督促等の通知の送付や分割納付の相談に応じるなど，積極的な債権回収に努めたいと思います。

・保育料の納付については，これまで各保育所に徴収を委託しておりましたが，本年度から委託を廃止し，原則，口座振替による納付に変更しました。

保育料滞納者については，督促状を発送し，自主納付を促していますが，未納が続く場合は，個別の案件ごとに納付相談を行い，分納誓約又は児童手当法第21条による「申し出による徴収」を行っています。また，納付相談がない方に対しては，児童手当法第22条による「特別徴収」又は児童福祉法第56条第7項・第8項，子ども・子育て支援法附則第6条第7項による「地方税法の例による滞納処分」を行うこととしております。（地方税法の例による滞納処分に至った案件はございませんが，債権を中心に財産調査を行っています。）

※ この表は，前年度に実施した随時監査，定期監査，財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において，委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と，それに対する取組み状況，成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には，各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査，定期監査等において重複する内容については，どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には，実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

④ 学校教育 課

【委員意見】

・就学援助費返納金の滞納については、件数も少なく、督促・催告・電話等をこまめに行い、回収に努められたい。

【取組み状況等】

・就学援助の過払い金に係る返納については、対象者が生活保護受給者であるため、催告が出来ておらず、徴収に大変苦慮しているところであります。

今後、他業務にも支障を来さぬよう滞納に対する方法等を課内で再検討するため、市顧問弁護士に相談することとしております。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑤ 文化課

【委員意見】

指定管理者については、毎月の月次報告の際、利用状況、財政状態等を必ず聞き取り、助言指導に努められたい。

【取組み状況等】

年次報告及び月次報告を確認するとともに、毎月の定例会議にも出席し、運営状況や施設の不具合の状況について、常に連携しながら対応しています。

また、毎年運営評価委員会を開催し、外部の評価委員も交えて管理運営状況について評価を行っています。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑥ 税務 課

【委員意見】

・市税，国民健康保険税の滞納については，件数が多いため，文書による督促や催告が主になっているが，滞納を削減していくためには，職員自らが滞納者に対し電話や呼出や臨戸を繰り返し繰り返し行うことが一番重要である。滞納の回収は困難で厳しい仕事であるが，市の歳入を支えているという税務課職員として強い意識で，電話・呼出・臨戸を地道に行われたい。

・税務課職員は，地方税法で家宅搜索，財産差押えという極めて強制力のある権限を持っているが，この強力な権限が十分活用されていない。特に，家宅搜索は年間1件と非常に少ない。職員誰もが，何時でも家宅搜索ができるよう研修等を充実させるべきである。

【取組み状況等】

・滞納者に対しては，督促状のほか年数回の催告書を送付することにより，滞納者自らの来庁及び電話連絡等を促して接触機会の確保を図っており，併せて納税推進員による臨戸訪問も行っている。また，年間を通して財産調査を行い，督促・催告に反応がない等，納税意識が低い滞納者には差押え等の滞納処分を行っている。今後も，滞納者との接触機会の確保に最大限努めるとともに，適切な滞納処分を執行することで収納率の向上を目指していく。

・税務課としても強力な滞納整理手段である搜索の重要性は十分認識している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため実施を見送ったが，搜索の継続した実施によるノウハウの継承が必要不可欠であるため，職員全員がこれまで培った知識と経験を共有できるよう取り組んでいく。

※ この表は，前年度に実施した随時監査，定期監査，財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において，委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と，それに対する取組み状況，成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には，各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査，定期監査等において重複する内容については，どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には，実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑦ 生涯活動推進 課

【委員意見】

- ・行政財産使用料については、使用許可の有無、許可時点での調定・納付書送付、支払いの有無等利用状況を管理し、滞納を未然に防止されたい。
- ・指定管理者については、毎月の月次報告の際、利用状況、財政状態、監査で指摘された会計処理等を必ず聞き取り、助言指導に努められたい。

【取組み状況等】

- ・行政財産使用料について
自動販売機の行政財産使用料について一覧表を作成しており、また令和4年度から施設ごとに専用の細節を設ける予定です。
調定書の作成及び納付書の発送は使用を許可する段階ですぐに行っています。
- ・指定管理者NPO法人うとスポーツクラブについて
定期的に報告書の提出を受けており、そちらを確認しています。
また、本年度から新たな会計ソフトを導入され、適正な経理に努めていただいております。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑧ 高齢者支援 課

【委員意見】

○高齢者住宅整備資金貸付金の滞納については、長期滞留事案であるが、返済が完了するまで督促・催告等を繰り返すとともに、滞納者の生活状況を把握するよう努められたい。

○老人ホーム入所者個人負担金の滞納については、芝光苑の入居者であり、指定管理者の芝光苑と連携し、回収に努められたい。

【取組み状況等】

徴収のお知らせを送付しました。

収納状況を確認し、2月までに納付が無い場合は、催告書を送付予定です。

芝光苑と情報共有しながら、これまでに5回催告のお知らせをしました。

また、新たな滞納が発生しないよう、口座振替の手続きを行っていない方への勧奨などを芝光苑からも行って頂いております。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑧ 高齢者支援 課

【委員意見】

○介護保険の普通徴収者の滞納については、特別徴収者との負担の公平を図るため、督促状や差押予告書の送付、電話等をこまめに繰り返し、回収に努められたい。

【取組み状況等】

令和3年度は、催告書を2回送付しました。また、納期限後に行う督促、滞納者の納付相談も随時行っています。

また、今年度に入り、8名の滞納者から納付誓約書の提出があり、定期的に滞納分の納付に繋げています。

今後は、11月から12月にかけて滞納者の財産調査を行い、一定以上の預貯金がある場合は差押えを行い、介護保険料に充当するなど、徴収強化に努める予定です。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑨ 学校給食センター

【委員意見】

- 給食費の滞納については、現年度分は、学校と連携して先生から保護者に支払いを促してもらい、過年度分は、センターが督促状の送付や電話等により回収に努められたい。

【取組み状況等】

- 昨年度の定期監査で報告させて頂いたとおり、令和元年度からの給食費の滞納対策は、小学校在学期間に視点をおいた「管理対象期間を過去6年度間」として管理し、現年度中心の滞納対策を強化することとして、センターと学校・園が協力して滞納対策の強化に取り組んでいます。

今年度の取り組みとしては、年度初めに、各学校提供の過年度分（平成29～令和2年度分）滞納者に、センターから督促状を送付、また現年度中心の未納対策として、学期毎に督促状を送付する際は、児童手当からの徴収申出書を同封するなどの対策を実施しています。また、令和4年度から、学校が担う過年度分の滞納管理をセンターで引継ぐため、今年度7月～11月の期間に学校へ出向き管理方法等のヒアリングを行い、今年度中に、台帳データ等の引継ぎを実施するために作業を進めているところです。

令和元年度からの取り組みの成果としては、令和2年度給食会計決算時における過年度未納分の納付額は、約54万円となっています。

今後とも、センターと学校・園が協力して、未納根絶に向けて取り組んでいきます。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑩ 土木 課

【委員意見】

○道路敷等使用料については、使用許可の有無、許可時点での調定・納付書送付、支払いの有無等利用状況を管理し、滞納を未然に防止されたい。

【取組み状況等】

道路敷及び河川等の使用料について、許可証の送付と同時に納付書も併せて送付し、定期的に収入状況を確認のうえ、収入未済が発生しないように対応しています。

また、複数年度にまたがって占用許可を出す場合も許可内容を確認し、翌年度以降確実に納付書を送付するよう取り組んでいます。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑪ 農林水産 課

【委員意見】

・海岸敷等使用料については、占用許可の有無，許可時点での調定・納付書送付，支払いの有無等利用状況を管理し，滞納を未然に防止されたい。

・宇土市の旬を届ける実行協議会の役員やオブザーバーになっている市担当職員は，補助金交付の目的が達成されるよう，役員や事務局（宇土マリーナ物産館）職員等と十分な協議や連携を深める取組に引き続き努められたい。

【取組み状況等】

令和2年度より海岸敷等使用料（3年間占用）の納付書は4月に送付することとしました。また，海岸敷等使用料（1年間占用）の納付書は年間を通して，申請受理後，納付書を随時送付しております。次年度以降も同様に処理し，滞納を未然に防ぐように努めます。なお，今年度の収入未済分については，現在，納付書を送付し，納付を依頼しています。

事業の推進にあたり，事務局である宇土マリーナと十分に協議及び，連携を図るとともに，「ウトブランド」のブランド化に向け，広報PRやイベントへの出展等により，認知度向上に取り組めます。

- ※ この表は，前年度に実施した随時監査，定期監査，財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において，委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と，それに対する取組み状況，成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には，各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査，定期監査等において重複する内容については，どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には，実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑫ 商工観光課

【委員意見】

宇土マリーナ等指定管理施設については、指定管理料の支払いがないため、管理運営が指定管理者任せになりやすい。毎月の月次報告の際、利用状況、財政状態、選考時の事業計画・人員配置計画等の進捗状況等を必ず聞き取り、助言指導に努められたい。

【取組み状況等】

前回の指摘事項をもとに、月次報告の聞き取りや助言指導に努めています。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑬ 上下水道 課

【委員意見】

下水道使用料の滞納については、督促・催告・電話等を繰り返し行い、支払いがない場合には、上水道の担当と連携し、給水停止予告や給水停止を行い、滞納回収に努められたい。

【取組み状況等】

未納者に対し、年度当初から催告書（払い忘れ）や給水停止予告通知等の送付、給水停止執行を行っている。特に少額未納者に対し催告書送付回数を増やしており、連絡等無い場合は金額に関わらず給水停止執行を行ったりと、早期納付を促し滞納減少に努めている。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑭ 都市整備 課

【委員意見】

①市営住宅・駐車場使用料滞納者のうち、宇土市営住宅等家賃等滞納整理事務処理要綱第10条の基準を満たす者は、必ず法的措置候補者として、法的措置対象者選考委員会に諮り、決定された滞納者については、分割納付の届出をして債務の履行をしている等特別の事由がない限り、住宅明渡請求訴訟の提起を躊躇なく実行されたい。

②既に退去している滞納者については、督促・催告・電話等を繰り返し行うとともに、行方不明者については実態を把握した上で、訴訟等法的手段による債権回収の方法を顧問弁護士と協議されたい。

【取組み状況等】

① 法的措置対象者の選考にあたっては、宇土市営住宅等家賃等滞納整理事務処理要綱第10条の基準を満たす者とされており、督促、催告を行った結果、納付誓約書を提出され、納付が履行されたため、今年度これまで対象者がいませんでした。

②既に退去した滞納者については、所在の確認を行いました。
弁護士との協議においては、過去に債務名義を取得し、その時効が経過したものについても再度の法的措置は要件が揃えば可能であるが、裁判所が必ず市の訴えを認めるか分からない。
再度の法的措置を行うのは、効率的にも効果的にも低いのではないかとの回答を得ております。

そのため、市では滞納者に納付を計画的に履行するよう納付誓約書の提出を促します。納付誓約書の提出を受け、履行が守れないときは、資力の調査を行い、徴収の可否を見極め、資力がある場合はこれまで同様根気強く徴収活動を行い、資力がなく徴収が難しい場合は債権の整理を行います。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。